

加茂市立七谷中学校いじめ防止基本方針

はじめに

これまで加茂市立七谷中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）を、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定してきました。

その後、令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が施行され、令和3年7月には「新潟県いじめ防止基本方針」も改定しました。

本校では、これ等の方針を受けて、「加茂市立七谷中学校いじめ防止基本方針」を改定いたしました。

1 いじめ防止等のための基本的な方向

（1）いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校は、保護者、地域、関係機関と連携して取り組んでいくことが大切である。

また、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に組織として取り組んでいかなければならない。（「法」第3条）

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの確にかかわりをもち、いじめを軽視したり隠したりすることなく、積極的に認知する。

そのため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

（2）いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「法」第2条）

上記の定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、いじめを受けた生徒の立場に立って判断する。

（3）いじめの類似行為の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知った時に児童等が心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

（新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項）

（4）いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめ防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行なう。

- ② いじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。（「いじめ防止等にかかわる年間計画」参照）
- ③ 「取組評価アンケート」を活用して、学校の実態を把握し、取組の見直しを定期的に行う。（PDCA サイクルによる）（「法」第16条）
- ④ 校内研修等において、学校いじめ基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。（「法」第18条）

（５）いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめ防止等に関する措置を実効的に行なうためにいじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という）を設置する。

② 構成員

委員長：校長

委員：教頭・生徒指導主事・教育相談担当・学年主任・養護教諭・教育相談員・SC

③ 役割内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ 学校生活の状況把握と分析、課題の洗い出しをする役割

エ いじめの疑いにかかる情報があった時には緊急会議を開いて、いじめ等の情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

（６）地域・保護者との連携

① 保護者との連携（「法」第9条保護者の責務等）

ア PTA総会において、いじめの防止等に関する保護者の責務等を踏まえ学校基本方針等について伝え、家庭での指導等が適切に行われるよう努めます。

イ いじめ見逃しゼロスクール集会への保護者参加や道徳・学級活動の授業公開など、生徒の活動を通して保護者が共に考える機会を設定する。

ウ PTA活動としていじめ防止に関する取組を計画し、実践に当たる。

エ SNSトラブル防止に向けた理解と協力を働き掛ける。

② 地域や保護者への情報発信及び基本方針の周知

ア 学校だよりにいじめ防止に関する記事を掲載する。

イ 「いじめ防止等のための取組方針」について。

③ 地域の協力によるいじめの未然防止

ア 7月と2月に行われる「七谷の子どもについて語る会」において保育園・小学校・中学校のいじめの状況やいじめ防止のための取組を地域からの出席者に周知し、地域としての具体的な取組を検討し地域全体へと広める。

イ 年度初めの民生委員と学校との懇談会において家庭的に心配な要素がある生徒の情報収集を行ない、継続した情報交換を行なう。

（７）関係機関等との連携

- 加茂市教育委員会（市教委の助言、指導の下で適時適切な対応に当たる）
恒常的な情報連携に努める。「健やかな成長を願って」を手立てとする。
- 警察（黒水駐在所）、民生委員、主任児童委員、保護司会、区長会との連携

スクールカウンセラー，教育相談員（必要な場面で助言、協力を要請する）

- 中学校区保小中の連携の強化・・・七谷の子どもを語る会

2 いじめ防止のための具体的な取組

（１）いじめの未然防止のための取組

- 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方についての学習を深める。
- 悩みの解消に教育相談員、スクールカウンセラーを活用する。
- 校内の言語環境を整えいじめの誘発・助長につながらないよう細心の注意を払う。
- 常に取組の点検と改善を行う。

（２）いじめの早期発見のための取組

- 毎月のいじめアンケート(ズボンおろしも含む)の実施。
- ５月・１１月の教育相談アンケート、７月・１２月の評価アンケートの実施。
- ５月・１１月の教育相談の実施
- スクールカウンセラーや教育相談員と生徒との積極的な交流の促進
- 日常の子どもの観察（生活ノートの活用等を含む）
- 日常からの保護者とのレポートづくり

（３）いじめへの即時対応の取組

- 市教委への報告
- 組織を活用した状況調査とそれぞれに基づく全教職員による共通理解と対応
 - ・ いじめを受けた子どもの保護
 - ・ いじめを行った子どもへの指導
 - ・ いじめを受けた子どもの保護者への対応（丁寧で誠意ある対応）
 - ・ いじめを行った子どもの保護者への対応（丁寧で誠意ある対応）

3 重大事態への対応

（１）重大事態とは

- ア 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ・ 自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合以上の他、生徒の状況に着目して判断する。
- イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合（年間３０日を目安とするが、３０日に満たなくとも一定期間連続して欠席しているような場合なども含む）
- ウ その他の場合

児童・生徒や保護者からいじめにより重大事態が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校の捉えによらず、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

（２）重大事態を起こさないための対策

学校は重大事態に至る前、即ち、トラブルや心配な状況を確認した段階から、加茂市教育委員会に報告する。教育委員会の指導・助言を受け、共に状況改善に向け、同時に関係生徒はもちろんのこと、関係保護者と協力し合って最善を尽くす。

このようにして重大事態を招くことのないようにし、生徒の安全を確保する。

(3) 重大事態発生時の対応

ただちに加茂市教育委員会への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合の対応

- ア 組織による調査体制を整える。
- イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を加茂市教育委員会に報告する。
- オ 加茂市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

- ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査協力に万全を期す。